

令和7年度 年末年始の資源回収・ごみ収集のお知らせ



令和8年1月1日（木）から1月4日（日）までは、
すべての資源回収・ごみ収集をお休みします。

（令和7年12月31日（水）の古紙回収※集団回収（新聞・雑誌類・ダンボール）はお休みです）



《年末年始のごみの出し方》

令和7年12月24日（水）から令和8年1月10日（土）までは、
収集時間が通常と変わる場合があります。資源・ごみは

必ず収集日の朝8時まで

にお出してください。

《年末年始の資源回収・ごみ収集スケジュール》

12月								1月									
24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
通常の収集曜日どおり 朝8時までにお出し下さい				この間の 収集は お休み です。				通常の収集曜日どおり 朝8時までにお出し 下さい									

◆ 清掃事務所からのお願い

- 年末の収集が終了した集積所には、防火や街の美化のため、年始の収集開始日まで資源やごみを出さないでください。
- 年末は大掃除などにより、ごみの量が多くなります。最終日に集中しないようお早めにお出してください。
- 一度に無料で出すことができるごみ量は、45Lの袋で4袋（束）までとなっています。5袋（束）以上のごみを出す場合は、有料となりますので清掃事務所にご相談ください。

◆ 粗大ごみ収集

- 粗大ごみ（家具、自転車、布団など、一辺がおおむね30cm以上の物）の収集は、電話またはインターネットでの事前申し込みが必要です。
- 年末は、収集申し込みが集中します。早めの申し込みをお願いします。なお、申し込みの集中により電話がつながりづらい場合があります。つながらない場合は時間を改めておかけ直してください。

申込先：目黒区粗大ごみ受付センター

電 話：03(5715)0053

受 付：月曜日～土曜日 / 8:00～19:00

12月28日（日）～令和8年1月4日（日）は電話受付がお休みとなります。
インターネット申込《24時間受付》

目黒区公式ウェブサイト→オンラインサービス→粗大ごみ処理の手続き



目黒区公式ウェブサイト

問い合わせ先：目黒区清掃事務所 作業係 電話 03(3719)5345

回覧

令和7年度 年末年始の資源回収・ごみ収集日 地域別一覧表

(五十音順)		年末の収集終了日(12月)			年始の収集開始日(1月)		
		資源 (古紙除く)	燃やすごみ (可燃)	燃やさない ごみ(不燃)	資源	燃やすごみ (可燃)	燃やさない ごみ(不燃)
ア	青葉台1～4丁目	25日(木)	30日(火)	20日(土)	8日(木)	6日(火)	17日(土)
オ	大岡山1・2丁目	26日(金)	31日(水)	22日(月)	9日(金)	7日(水)	12日(月)
	大橋1・2丁目	29日(月)	30日(火)	17日(水)	5日(月)	6日(火)	7日(水)
カ	柿の木坂1丁目	31日(水)	29日(月)	26日(金)	7日(水)	5日(月)	9日(金)
	柿の木坂2・3丁目	31日(水)	29日(月)	19日(金)	7日(水)	5日(月)	16日(金)
	上目黒1丁目	25日(木)	30日(火)	20日(土)	8日(木)	6日(火)	17日(土)
	上目黒2丁目	27日(土)	29日(月)	23日(火)	10日(土)	5日(月)	13日(火)
	上目黒3丁目	27日(土)	30日(火)	24日(水)	10日(土)	6日(火)	14日(水)
	上目黒4・5丁目	29日(月)	30日(火)	24日(水)	5日(月)	6日(火)	14日(水)
コ	五本木1・2丁目	29日(月)	30日(火)	24日(水)	5日(月)	6日(火)	14日(水)
	五本木3丁目	31日(水)	29日(月)	26日(金)	7日(水)	5日(月)	9日(金)
	駒場1～4丁目	29日(月)	30日(火)	20日(土)	5日(月)	6日(火)	17日(土)
シ	下目黒1～5丁目	25日(木)	30日(火)	27日(土)	8日(木)	6日(火)	10日(土)
	下目黒6丁目	30日(火)	31日(水)	18日(木)	6日(火)	7日(水)	15日(木)
	自由が丘1～3丁目	26日(金)	31日(水)	15日(月)	9日(金)	7日(水)	5日(月)
セ	洗足1・2丁目	30日(火)	31日(水)	25日(木)	6日(火)	7日(水)	8日(木)
タ	平町1・2丁目	26日(金)	31日(水)	22日(月)	9日(金)	7日(水)	12日(月)
	鷹番1～3丁目	31日(水)	29日(月)	26日(金)	7日(水)	5日(月)	9日(金)
チ	中央町1・2丁目	27日(土)	29日(月)	26日(金)	10日(土)	5日(月)	9日(金)
ナ	中町1・2丁目	27日(土)	29日(月)	16日(火)	10日(土)	5日(月)	6日(火)
	中根1丁目	26日(金)	31日(水)	15日(月)	9日(金)	7日(水)	5日(月)
	中根2丁目	26日(金)	31日(水)	22日(月)	9日(金)	7日(水)	12日(月)
	中目黒1・2丁目	25日(木)	30日(火)	20日(土)	8日(木)	6日(火)	17日(土)
	中目黒3～5丁目	27日(土)	29日(月)	23日(火)	10日(土)	5日(月)	13日(火)
ハ	原町1・2丁目	30日(火)	31日(水)	25日(木)	6日(火)	7日(水)	8日(木)
ヒ	東が丘1・2丁目	31日(水)	29日(月)	19日(金)	7日(水)	5日(月)	16日(金)
	東山1～3丁目	29日(月)	30日(火)	17日(水)	5日(月)	6日(火)	7日(水)
	碑文谷1・2丁目	30日(火)	31日(水)	25日(木)	6日(火)	7日(水)	8日(木)
	碑文谷3・4丁目	26日(金)	31日(水)	25日(木)	9日(金)	7日(水)	8日(木)
	碑文谷5・6丁目	31日(水)	29日(月)	26日(金)	7日(水)	5日(月)	9日(金)

(五十音順)		年末の収集終了日(12月)			年始の収集開始日(1月)		
		資源 (古紙除く)	燃やすごみ (可燃)	燃やさない ごみ(不燃)	資源	燃やすごみ (可燃)	燃やさない ごみ(不燃)
ミ	三田1・2丁目	25日(木)	30日(火)	27日(土)	8日(木)	6日(火)	10日(土)
	緑が丘1～3丁目	26日(金)	31日(水)	15日(月)	9日(金)	7日(水)	5日(月)
	南1丁目	30日(火)	31日(水)	25日(木)	6日(火)	7日(水)	8日(木)
	南2丁目	26日(金)	31日(水)	25日(木)	9日(金)	7日(水)	8日(木)
	南3丁目	26日(金)	31日(水)	22日(月)	9日(金)	7日(水)	12日(月)
メ	目黒1丁目	25日(木)	30日(火)	27日(土)	8日(木)	6日(火)	10日(土)
	目黒2丁目	25日(木)	30日(火)	20日(土)	8日(木)	6日(火)	17日(土)
	目黒3・4丁目	27日(土)	29日(月)	16日(火)	10日(土)	5日(月)	6日(火)
	目黒本町1～6丁目	30日(火)	31日(水)	18日(木)	6日(火)	7日(水)	15日(木)
ヤ	八雲1～5丁目	31日(水)	29日(月)	19日(金)	7日(水)	5日(月)	16日(金)
ユ	祐天寺1・2丁目	27日(土)	29日(月)	23日(火)	10日(土)	5日(月)	13日(火)

◆水銀を含む製品の出し方にご注意ください

水銀を含む製品は燃やさないごみと一緒に回収できません。

蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など、は月1回の水銀を含む製品の回収日に、燃やさないごみと水銀を含む製品は別の袋に入れて「蛍光灯」などと記載のうえごみストッカーに入れず少し離れたところに出してください。

お住まいの地域の水銀を含む製品の回収日は、「資源とごみの分け方・出し方」の冊子または区公式ウェブサイトなどをご覧ください。

◆カセットボンベ、スプレー缶、ライターの出し方

中身の残ったカセットボンベ、スプレー缶、ライターを燃やさないごみとしてそのまま出すと、収集する際にガスが漏れ、車両火災の原因となります。

必ず中身を使い切り、他の燃やさないごみとは分けて、別の袋に入れ「危険」と表示して、お出してください。



◆事業系ごみはすべて有料です

事業者が排出する資源・ごみは自己処理が原則です。自己処理または廃棄物処理業者や資源回収業者に委託するなど、自らの責任で適正な処理を行ってください。区の収集に出す場合は事業系有料ごみ処理券を貼付してください。

問い合わせ先：目黒区清掃事務所 作業係 03(3719)5345

12月	29日(月)	集団回収（古紙回収）は 通常どおり行います。	
	30日(火)		
	31日(水)		
1月	1日(木)	集団回収（古紙回収）は お休みです。	
	2日(金)		
	3日(土)		
	4日(日)		
	5日(月)		
	6日(火)	集団回収（古紙回収）は 通常どおり行います。	

にお出してください。

[illegible]



鷹番住区



第38回



令和8年1月11日(日)

碑文谷公園

11時開会

雨天強風時は
12日に延期



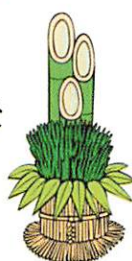
どんど焼き

12:00: 火入れ

正月の門松・しめ縄・お飾りのみ
をお持ち下さい

当日 11:30 まで

燃えない部分は外して下さい



雑炊・甘酒

無料配布

甘酒 (11:00 頃～)

雑炊 (11:00 頃～)



焼きいも

10:40～引換券配布
(数量限定先着順)

13:00～13:20

焼きいも引換え

鷹番クイズ

問題は当日発表

11:00～12:00 応募受付

12:40 正解発表 賞品あり

防災演習

消火隊の放水演習

消火器の扱い方指導

伝承あそび

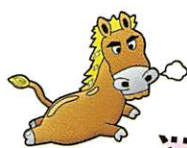
11:10～

こま回し

けん玉

羽根つき ベーゴマ

いしんいしんごま作り等



- ・主催: 鷹番住区住民会議 協賛: 近隣町会
- ・協力: 目黒消防署、目黒消防団第7分団、
碑文谷警察署、目黒区防災課、町会消火隊、
町会青年部、鷹番小学校PTA、
鷹番小学校区子ども会連絡会
中央町児童館、(株)日本保育サービス東京支部

『令和8年は午年、どうぞよろしく!』

自転車での来場はご遠慮ください

お問い合わせ先: 阿部

寄附は NO!

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることは**禁止**されています。

有権者は求めない!



お中元・お歳暮

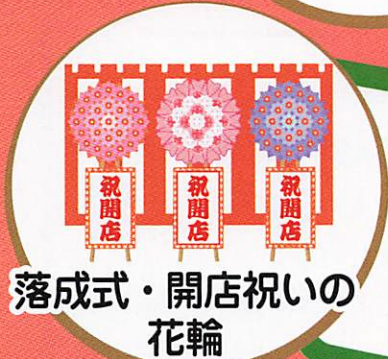


運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ

選挙のめいすいくん



お祭りへの
寄附や差し入れ



落成式・開店祝いの
花輪



町会の集会や旅行等の
催し物への寄附や
飲食物の差し入れ



病気見舞い



葬式の
花輪・供花



結婚祝い・
香典



入学祝い・
卒業祝い

政治家は贈らない!

NO!



寄附の禁止

寄附ってな～に？

「政治家の寄附は禁止」
というけれど、
寄附ってなに？



寄附とは、お金や物
品、その他財産上の
利益となるものを与
えたり、与える約束
をすることです。た
だし、物を買った時
の代金や有料イベントの参加料のよう
に、対価として支払うものは寄附にはあ
たりません。



NO!



お金のかからない選
挙、きれいな選挙を
実現するためです。

どうして政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人へのお中
元・お歳暮や催し物の賛助金
など、選挙とは関係ない寄
附だったら問題ないのでは。



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止
されていました。

しかし、政治家が普段からいろいろな名目
で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大
きな原因となっていました。そこで法律が
改正されて、現在は選挙に
関する・関しないを問わず、
選挙区内の人や団体への寄
附は全て禁止されています。



寄附の禁止

こんなときは??

Q & A

Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は、寄附になりますか？

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。
(政治家が結婚披露宴や葬式等に自ら出席してその場で渡す場合は、罰則の適用からは除外されています。)



Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、政治家が2口(2,000円)以上支払ったときは、寄附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。



Q 地域で開催されるスポーツ大会の賞品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか？

A 物品の提供も利益を与えることとなるため、禁止されている寄附にあたります。



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止されている寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。

政治家の 寄附の禁止

政治家が選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対して行う寄附及び自らが行う政治集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています（飲食に関するものは禁止）。

政治家が親族や秘書などの名義を使って寄附をしたり、政治家以外の人が政治家名義で寄附をすることも禁止され、罰則の対象となります。

政治家に対する 寄附の要求の 禁止

政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると罰則の対象となります。

※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいいます。

政治家の 関係団体の 寄附の禁止

政治家が役職員・構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されております。

後援団体の 寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。

会社・団体が する寄附

会社、労働組合その他の各種の団体（政党・政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体以外の者に対する「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」は禁止されています。また、誰であっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種団体（政治団体を除く。）に対して寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をすると罰則の対象となります。

編集・発行
東京都選挙管理委員会
TEL 03-5000-7260
<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会

検索

寄附は
NO!



〈選挙のめいすいくん〉

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

recycle

古紙パルプ配合率50%再生紙を使用

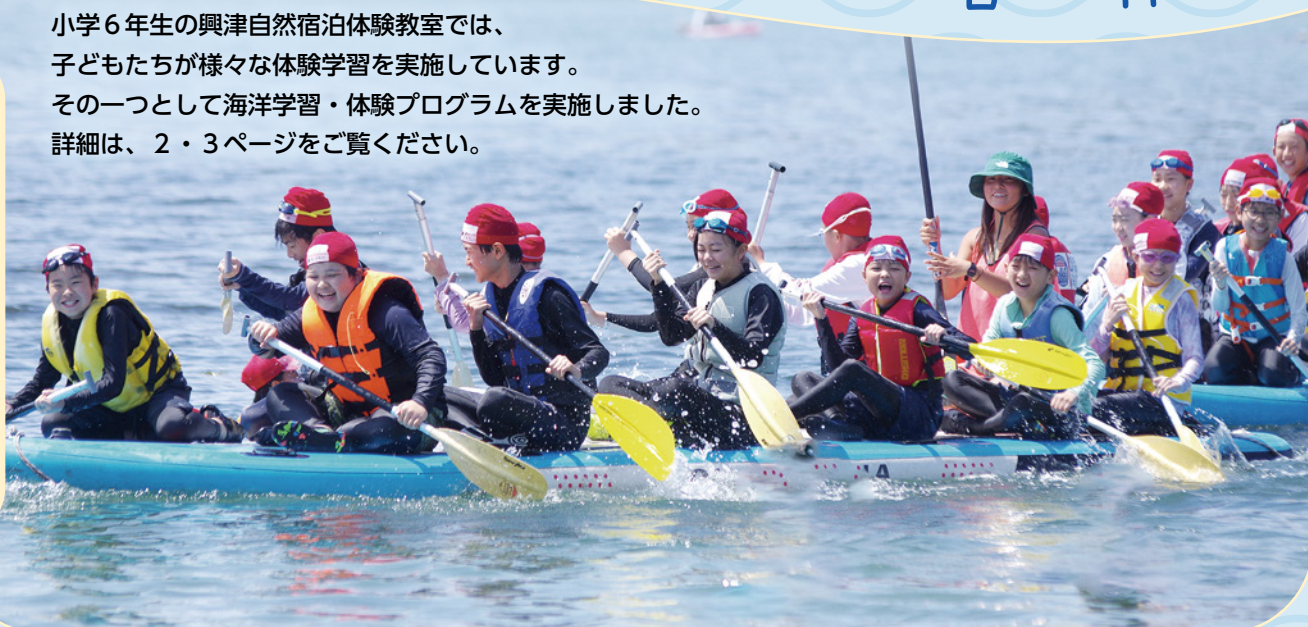


探せ、海の生き物

波静かな興津海水浴場で 海と触れ合い体験

小学6年生の興津自然宿泊体験教室では、子どもたちが様々な体験学習を実施しています。その一つとして海洋学習・体験プログラムを実施しました。詳細は、2・3ページをご覧ください。

息を合わせてこぐ



主な内容

- 2・3ページ 興津自然宿泊体験教室
- 4ページ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進
- 5ページ 全国学力・学習状況調査と目黒区学習状況調査の結果

興津自然宿泊体験教室

子どもたちが「藍染めやハイキングなどの自然体験」や「飯ごう炊さん」、「磯観察」、「拾った貝を使ったクラフト作り」など様々な体験学習を行っています。令和5年度からは海とのつながりを実感する体験として、「漁港のお仕事体験」や「海洋学習フォトテレーリング(※1)」などを実施しています。

7月3日に碑小学校6年生が、「海洋学習・体験プログラム」を行いました。その様子を紹介します。

※1 海洋学習フォトテレーリング：地図に載っている写真の場所を探し、その場所で出題されるクイズやミッションにチームで挑戦しながら海や自然環境を学びます。

興津自然学園の紹介

目黒区の施設で、区立小学校6年生が興津自然宿泊体験教室を行う際の宿泊施設です。学園は、子どもたちが様々な体験学習を行う学びの場、活動拠点として活用しています。



問い合わせ 学校運営課(☎ 03-5722-9310 FAX 03-5722-9333)

「海とのつながり」海洋学習・体験プログラム

1 興津海水浴場に到着



興津自然学園から10分ほど歩いて、興津海水浴場に到着。まずライフセーバー、インストラクターの方々とあいさつです。その後ライフジャケットの着用方法を学びました。

2 海の安全教室



2人1組で、少しずつ海水や打ち寄せる波の感覚に慣れていきます。落水時に身を守るための方法や、溺れている人を発見した際の対応方法も学びます。海水温が低い中での活動でしたが、子どもたちは元気な声を上げていました。

3 SUP体験



ボードに乗ってパドルでこぎ、水面を進むマリンスポーツSUP体験では、13人乗れるメガサップを使用します。最後は、SUPで綱引き大会。冷たい海水に悲鳴を上げていた子どもたちの声が大歓声に変わりました。

4 記念撮影と閉会式



ライフセーバーやインストラクターの方々と一緒に記念撮影。閉会式では、習ったことをおさらいして、お世話になった方々にお礼のあいさつをしました。

＼子どもたちの感想／



みんなで水を掛け合い、協力してSUPをこぐのが楽しかったです。今度は家族とも一緒に来たいです。

海を体験するのは初めてで、怖いと思っていましたが、ライフジャケットがあったので安全に楽しく学ぶことができました。



＼校長先生の感想／



碑小学校 大塚晋一校長

小学生のうちに実際に海で学習することが、子どもたちにとっても大きな財産になると思っています。学校だけではなかなか子どもたちに海での体験をさせるのは難しいので、プロの方々に協力いただいたおかげで安心して実施することができました。

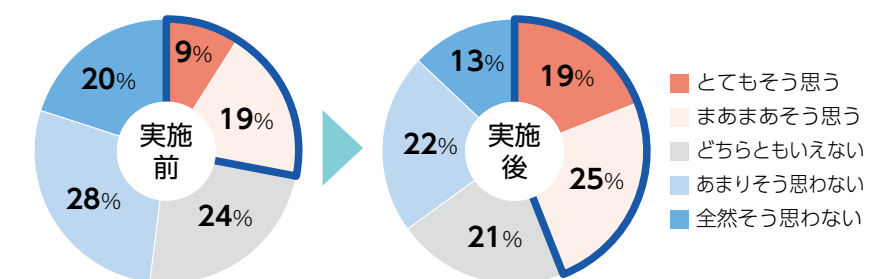
海の安全と楽しみ方についての学びと体験

海の安全教室では、海での危険なことを学び、そのうえで安全に楽しむ方法を学習しました。SUP(※2)体験では、チームごとボードを反対方向にこぐ綱引きにも挑戦し、白熱した試合を繰り広げました。

他にも、海藻や磯の生物を観察したり、海水のしょっぱさを知ったり、五感を使って豊かな海を満喫しました。 ※2 SUP：サップ。スタンド・アップ・パドルボードの略称

連携事業者によるアンケート結果

令和5年度から、延べ約3,500人(うち目黒区民約1,300人)の児童に体験プログラムの前と後で、アンケートを実施したところ、「Q. 自分にとって海は身近だと思う」という問いに対し、そう思う人の割合が上昇し、全然そう思わない人が減少しました。



興津自然宿泊体験教室での「海の安全教室とSUP体験」は、日本財団「海と日本プロジェクト」(総合海洋政策本部、国土交通省)、一般社団法人次世代価値コンソーシアム、アクトインディ株式会社の協力を得て実施しています。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を 一体的に推進していきます

「地域とともにある学校づくり」を目指して、令和7年4月に、原町小学校、不動小学校、第一中学校を先行実施校として学校運営協議会を設置しました。

学校運営協議会と 地域学校協働活動がスタート

各校では学校運営協議会が開催され、会長の互選、学校長からの学校経営方針の説明等が行われました。授業等の参観や学校の現状分析等を実施し、学校の課題や児童・生徒の様子について活発に意見交換をしています。

また、「学校を核とした地域づくり」を推進するため、地域応援団による地域学校協働活動を一体的に推進しています。先行実施校では、新たに任命された6名の地域コーディネーターが活躍しています。



▲学校運営協議会の様子(第一中学校)



▲授業参観の様子(第一中学校)



▲学校運営協議会の様子(原町小学校)



▲地域応援団と地域が連携した活動の様子(不動小学校)

子どもたちをまんやかに

学校と地域の絆を深める活動に参加してみませんか

1 コミュニティ・ スクールって何？

学校運営協議会を設置した学校のことです。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みです。

2 地域学校協働活動とは？

幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

3 学校運営協議会では何をするの？

主な役割は、校・園長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営に必要な支援について検討し教育委員会や学校・園へ意見をすることなどです。委員は、保護者や地域住民など、1校につき6～10人で構成されています。

4 地域コーディネーターは何をする人？

地域住民等と学校との連絡調整等を行う地域学校協働活動推進員のことです。社会教育法に基づき教育委員会が委嘱します。

今後の設置予定

令和9年度までに半数の区立学校・園に学校運営協議会を設置し、令和11年度までに全ての区立学校・園に設置することを目標としています。

令和8年度に設置予定の学校・園

菅刈小学校、下目黒小学校、中目黒小学校、五本木小学校、月光原小学校、中根小学校、東山中学校、げっこうはらこども園

令和7年度 全国学力・学習状況調査と 目黒区学習状況調査の結果

全国学力・学習状況調査

児童・生徒の学力や学習状況を把握するために、文部科学省が実施しています。調査対象は、小学校第6学年と中学校第3学年です。4月17日に実施した調査結果の概要をお知らせします。

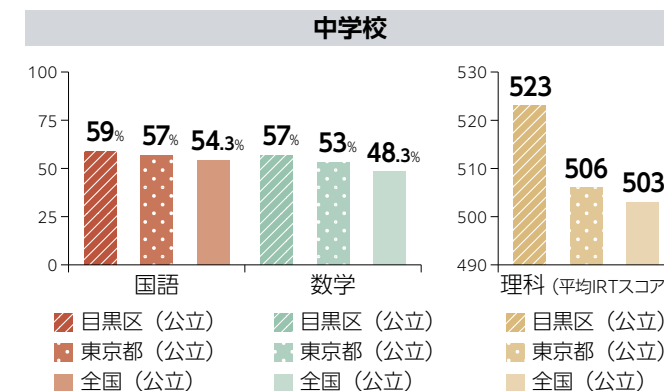
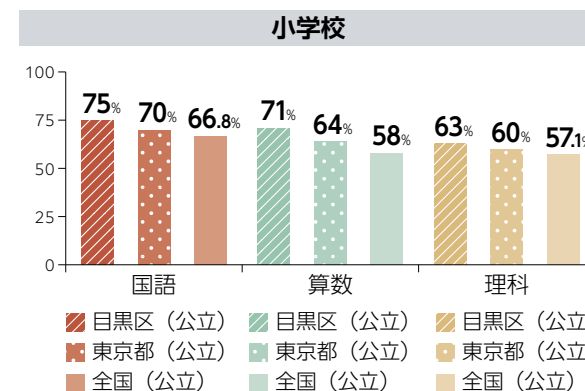
教科に関する調査結果

目黒区の平均正答率^(※1)やIRTスコア^(※2)は、小・中学校ともに、調査した全教科において、全国平均・東京都平均を上回りました。今後も「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進め、目黒区立学校の児童・生徒の学力向上を図っていきます。

※1 平均正答率：国語、算数・数学の平均正答率は、それぞれの平均正答数を設問数で割った値の百分率(概数)。文部科学省の発表に基づき、全国平均正答率は小数第1位までを示し、東京都及び目黒区の平均正答率は小数点以下を四捨五入した結果を示している。

※2 IRTスコア：IRTとは 国際的な学力調査や英語資格・検定資格で採用されているテスト理論。IRTスコアとは、このIRTに基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準にした得点で表すもの。数値が高いほど、学力が高いとされる。今回の調査では中学校理科が本方式で調査を実施した。

平均正答率の比較



目黒区学習状況調査

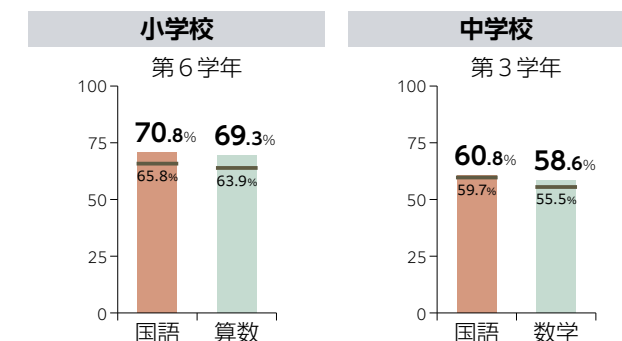
昨年と同様、小学校第6学年及び中学校第3学年は5月12日から6月6日までの間で学校が指定した日にオンライン方式で、小学校第1学年を除くそれ以外の学年は4月23日に筆記方式で実施しました。調査結果は、小・中学校ともに、対象の全学年・全ての教科において全国平均正答率を上回りました。特に、国語の区平均正答率は、小学校第4・5学年で共に7.8ポイント、数学の区平均正答率は、中学校第2学年では10.3ポイント、全国平均正答率を上回っていました。

※——は全国平均正答率を示しています。

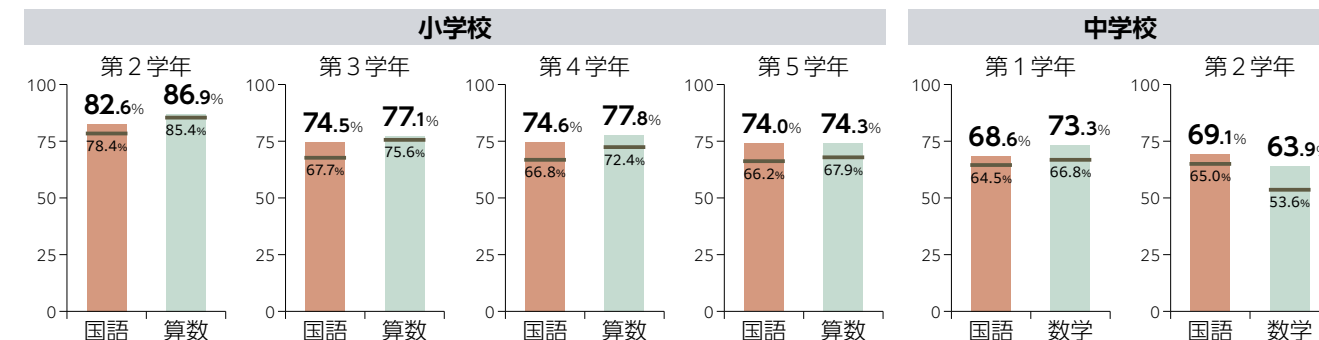


調査結果を踏まえ、ICT機器も活用しながら授業の工夫・改善を図っていきます。

平均正答率(オンライン方式)



平均正答率(筆記方式)



向原小学校の新校舎建設を進めています

令和3年3月に策定した目黒区学校施設更新計画に基づき、学校更新の1校目として、令和4年度から向原小学校の建て替えに取り組んでいます。

令和7年5月末に既存校舎の解体工事が完了し、新校舎の建設については、昨今の建設業界の人手不足の影響等による2度の入札不調を経て、当初の予定から約2カ月遅れて、9月から着手しました。完成時期は、令和9年9月末を予定しています。なお、新校舎完成後、仮設校舎及び既存の屋内運動場棟を解体して、校庭整備に着手する予定です。



詳細はこちら



▲既存校舎解体工事終了後の様子



▲新校舎のイメージ

鷹番小学校新校舎の基本設計を策定しました

令和7年5月に基本構想を策定し、その後建物概要や平面計画・断面計画等の条件整理を行い、8月下旬に実施した住民説明会を経て、10月に「目黒区立鷹番小学校等複合施設基本設計」を策定しました。

現在は基本設計をもとに、実施設計を進めており、令和8年9月頃に策定予定です。



詳細はこちら



▲新校舎のイメージ

※新校舎は現段階のイメージ図です。今後の検討により変更の可能性あり

問い合わせ 学校施設計画課 ☎ 03-5722-9307 FAX 03-5722-9333

目黒南・目黒西中学校新校舎の実施設計を策定しました

令和6年8月に策定した基本設計に基づき、新校舎の建設工事に向けて詳細な検討を行い、令和7年4月に「目黒区立目黒南中学校新校舎実施設計」、「目黒区立目黒西中学校新校舎実施設計」を策定しました。

また、統合に伴い閉校となった旧第九中学校及び旧第十一中学校の校舎について、現在、解体工事を行っています。

なお、新校舎建設について、入札を実施しましたが、昨今の建設業界の人手不足の影響等により、両校ともに入札不調となったため、新校舎への移転時期については、目黒南中学校が令和11年4月以降、目黒西中学校が令和12年4月以降となる予定です。



目黒南中学校

詳細はこちら



目黒西中学校

めぐろ学校サポートセンターは移転します

めぐろ学校サポートセンターは、令和8年4月に中目黒スクエアに移転します。

学習・相談のサポートをご利用ください

めぐろ学校サポートセンターは、教育相談や学習支援教室「めぐろエミール」を運営しています。教育相談は、学習や生活などの相談を、来室あるいは電話でお受けしています。

また、学習支援教室「めぐろエミール」は、学校を休みがちなお子さんを対象に学習や生活の支援を行っています。



教育相談の詳細はこちら▶

【所在地】

令和8年3月まで

中目黒3-6-10

令和8年4月から

中目黒2-10-13

中目黒スクエア内

▲相談室の様子

問い合わせ めぐろ学校サポートセンター ☎ 03-3715-1531 FAX 03-3715-2846

子どもたちの悩みに寄り添います めぐろそうだんポスト

子どもたちの悩みは多様化しており、解決が難しい問題に直面しながらも、なかなか相談できずに深刻化してしまう状況があります。

「めぐろそうだんポスト」は、区立学校に通う児童・生徒一人ひとりに配付している学習用情報端末から相談を受け付けています。ウェブ上のアンケートフォームを用いて、大まかな相談内容や話を聞いてほしい人を選ぶようにしています。めぐろ学校サポートセンターでは、受付後、学校や関係機関と連携して、相談に応じます。



めぐろ歴史資料館企画展

昔のくらしと道具展

開館初年度の「昔のくらしと道具展」に立ち寄り、過去5年の企画展より広範囲の道具を紹介します。

また、過去にご好評いただいた体験イベント「氷式冷蔵庫を使ってみよう」と「レコードを再生してみよう」を開催します。



詳細はこちら

会期 令和8年1月25日(日)まで

休館日

月曜日。1月12日は開館し、翌日休館。
12月29日～1月3日

時間 9:30～17:00

会場 めぐろ歴史資料館
(中目黒3-6-10)

入場
無料



レコード盤に
針を置くことで
再生する
手回しの蓄音機



◀電気を使わず
上の段に氷を
入れ、下の段
で食品を冷や
す氷式冷蔵庫

問い合わせ めぐろ歴史資料館 ☎ 03-3715-3571 FAX 03-3715-1325

警備員を運動会・体育祭に配置しています

区立学校・園が行う運動会・体育祭や中学校連合体育大会に委託による警備員を配置しています。子どもたちや保護者の安全確保、不審者・不審物の確認および対応などを行います。



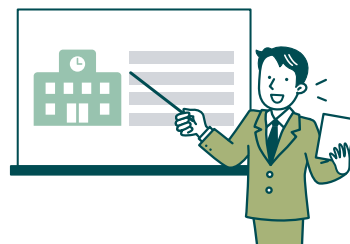
▲中学校連合体育大会の出入口で警備員を配置
(駒沢オリンピック公園総合運動場)

問い合わせ 教育政策課
☎ 03-5722-9243 FAX 03-5722-9332

教育施策説明会

区の主要な教育施策に関する説明会を開催します。各施策の担当者が直接区民の皆さんに説明し、ご質問等をお受けします。ぜひ会場へお越しください。

あわせて、オンラインでもご意見等を募集します。「令和7年度教育施策に関する説明動画」をご視聴のうえ、アンケートフォームによりお寄せください。



教育施策説明会

日時 12月14日(日) 10:00~12:00

会場 総合庁舎本館2階 大会議室

内容 「令和7年度教育施策に関する説明動画」と同じ説明と質疑応答

説明動画

配信方法 「目黒区公式YouTubeチャンネルめぐろTV」で公開

※5月から公開している説明動画は、下記3項目の一部内容を更新しました。

- 学校施設の計画的な更新
- 不登校児童・生徒への取組
- 図書館サービスの充実

意見募集期間 12月21日(日)まで



詳細はこちら

問い合わせ 教育政策課(☎ 03-5722-9432 FAX 03-5722-9332)

教育長の就任

令和7年10月1日付けで区長から新教育長として高橋和人氏が任命されました。任期は令和10年9月30日までです。

教育を取り巻く環境は刻々と変化しています。国における次期学習指導要領の改訂に向けた議論も踏まえながら、子どもたち一人ひとりがその能力を開花させ、自立して成長していくための学校教育をさらに進めていく必要があります。生涯学習においては、区民の皆様が世代を超えて学びや交流を深め豊かな人生を送ることのできる環境づくりが重要です。

また、学校は子どもたちの大切な学び舎であると同時に、地域コミュニティの核となる施設でもあります。地域に開かれた学校づくりを進めながら、学校・保護者・地域が手を携えて子どもたちを育てる気運をさらに広げてまいりたいと考えております。皆様の温かいご支援とご協力をよろしくお願いいたします。



教育長 たかはし かずと 高橋 和人

教育委員の紹介

令和7年10月1日付けで区長から新委員として小枝義典氏が任命されました。任期は令和11年9月30日までです。

また、教育長職務代行者に若井田正文氏が就任しました。

教育委員会の構成

- ・高橋 和人(教育長)
- ・若井田 正文(教育長職務代行者)
- ・松村 眞理子(委員)
- ・高橋 智佳子(委員)
- ・小枝 義典(委員)



委員 こえだ よしのり 小枝 義典

問い合わせ 教育政策課(☎ 03-5722-9300 FAX 03-5722-9332)

編集・発行 目黒区教育委員会

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎ 03-5722-9432 FAX 03-5722-9332

●次の発行は令和8年4月1日の予定です。



◀区ウェブサイト



もしものに備える!



おうち備蓄と防災のアイデア

地震や風水害などにより、自宅避難を余儀なくされたとき、どのように日常生活を維持すればいいでしょうか。

いつもの暮らしにもしものの備えをプラスする「おうち備蓄」について、テレビや雑誌、講演会など多方面で活躍されている料理研究家、防災士の島本美由紀さんに解説していただきます。



特集

もしものに備える! おうち備蓄と防災のアイデア

- ◆災害時のデマやフェイクニュースに注意しましょう
- ◆地震や台風など災害が発生した後、不安や混乱に便乗した悪質商法に注意!

目黒区消費生活センター

相談専用 **03-3711-1140**

月～金曜日 9:30～16:30 (受付は16:00まで)

上記以外の時間は ▶ 消費者ホットライン188



消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター



もしもに備える！ おうち備蓄と防災のアイデア

監修執筆 料理研究家/防災士/食品ロス削減アドバイザー 島本美由紀氏

いつもの暮らしにもしもの備えをプラスする「おうち備蓄」。今日をきっかけにローリングストックを取り入れ、防災備蓄をはじめてみませんか？

おうち備蓄の基本は ローリングストックです

「ローリングストック」とは普段食べ慣れている食品を少し多めに買い置きし、期限の近いものから消費し、食べた分を補充していく考えのこと。過去の例では、災害発生からライフラインの復旧までに1週間以上かかるケースがほとんどです。また、災害時は支援物資が届かないことやスーパーなどで食品が手に入らないことも想定されるため、政府は「家族の人数×7日分」の水と食料の確保を推奨しています。

備蓄におすすめの食品は、常温で長期保存ができる缶詰やレトルトなどの「日常食」と、非常時の備えとし

て用意する「非常食」の2種類。大切なのはどちらかに偏るのではなく、バランスよく備えることです。特に「非常食」は、普段から慣れ親しんでおくことでいざというときにもおいしく食べられます。非常時は心も体も緊張状態になるので、いつもの味があるとホッとするものです。事前にいろいろな食品を食べることで家族の好みも把握でき、普段使いしながら買い足していけば、賞味期限切れでムダになってしまった！なんてことも防げます。できれば「日常食」は1か月に1度、「非常食」は半年に1度、賞味期限をチェックしましょう。

ローリングストックの 3つのメリット

1. 突然やってくる災害に備えられる！

一定量の水や食料を備えておくことで、非常時でも普段に近い生活ができます。

災害時のお役立ちメモ

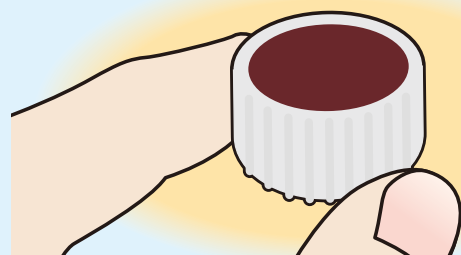
・ペットボトルの水は期限が切れても飲める

表示されている賞味期限は、長く保存すると水が蒸発して内容量が変わってしまうために設けられている期限です。直射日光や高温多湿を避けて保存していれば、期限が切れていても飲むことができます。気になる場合は加熱して使いましょう。



・ペットボトルのキャップ2杯で大さじ1

ペットボトルのキャップは規格が統一されており1杯7mlです。大さじ1は15mlなので、キャップ2杯で約大さじ1になります。計量スプーンがない時やキャンプなどでも代用できるので、覚えておくとう便利です。



2. 普段の食事に近いものが食べられる！

普段の食事に近いものが食べられることで、非常時のストレスを軽減してくれます。

3. 賞味期限切れが防げる！

日常的に買って買い足していくことで賞味期限の見直しができ、食品ロスが防げます。

もしもに備える！ 8つの食品リスト

□飲料水

大人ひとりあたり1日3ℓ×7日分が備蓄の目安です。このほか、ジュースなどの飲み慣れたドリンク類も用意しましょう。

□主食

お米やお餅、パスタやそうめんなど、主食となる炭水化物は、体の重要なエネルギー源であり、必須の備蓄です。無洗米や茹で時間が短い麺類もおすすめです。

□缶詰・瓶詰

常温で長期保存が可能なので、そのまま食べられるものが最適。フルーツ系も備えておきましょう。

□レトルト・フリーズドライ食品

カレーやパスタソースなど、種類が豊富で長期保存できるレトルト食品は災害時にも大活躍。お湯を注ぐだけのフリーズドライなども便利です。

□ロングライフ紙パック製品

常温で長期間保存が可能な牛乳や豆腐を備えておけば、災害時の食事のバリエーションが広がります。

□調味料

調理に使うほか、簡単に味を変えられるので、単調になりがちな災害時の食事にも飽きません。

□お菓子

甘いものは緊張した心を和ませる効果があるので、子どもが好きなお菓子や栄養補助食品も常備しておきましょう。

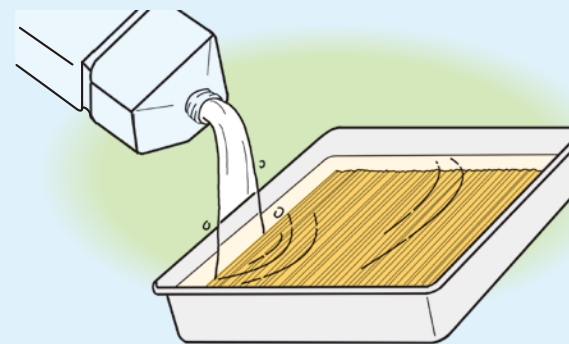
□冷凍食品

自然解凍対応のものや冷凍野菜などを、普段から購入しておくとう安心です。冷凍室がパンパンに詰められていると停電時でも食品は溶けにくくなります。



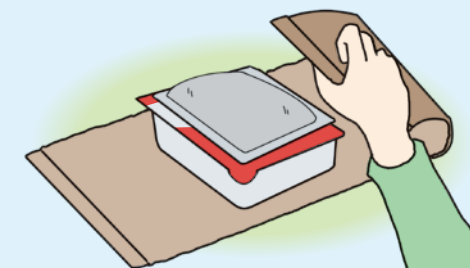
・水漬けパスタで茹で時間の短縮に！

パスタが入る器にかぶるくらいの水を注ぎ2時間置けば、ゆで時間1分でパスタに火が通るのでガスの節約になります。大きな器がない場合は半分に折ってポリ袋で浸してもOKです。



・レトルトの温めは、使い捨てカイロでできる！

湯煎ができないときに役立つのが使い捨てのカイロです。温めてからレトルトパックに1〜2枚添え、タオルやブランケットでしっかり包んで保温すれば、1時間ほどでほどよい温かさになります。



◆地震だけでなく、豪雨や台風など、日本は自然災害が多い国。災害が起こったときに慌てないためにも、日常生活に防災という視点を加えて準備しておきましょう。



消費生活センターからのお知らせ

「災害時のデマやフェイクニュースに注意しましょう」

2024年1月の能登半島地震では、閲覧数を稼いで収益を得るために「嘘の救助要請」や「寄付を募るための偽の支援依頼」など、虚偽のSNS投稿が見受けられました。AIにより加工された画像・動画が投稿されることもあり、正しい情報かどうか見極めることが難しくなっています。また、虚偽の情報がSNSに投稿・拡散されることで、人命救助や復旧活動に支障が生じ、さらに状況が混乱することにもなりかねません。

< 投稿された情報は本当？ 見極めるポイント >

・発信元を確認する

→必ず他の情報（国や地方公共団体、専門機関、ファクトチェック団体など）を確認しましょう。

情報の拡散は慎重に

→真偽がはっきりとしない情報は安易に拡散したりせず、まず冷静になって、他の人やメディアがどのように言っているか、ネット以外の複数の情報も含めて調べてみましょう。



※インターネット上の情報の真偽を検証し、社会に公表する役割を担う組織



はい！消費生活相談です

地震や台風など災害が発生した後、不安や混乱に便乗した悪質商法に注意が必要！

【主な相談事例】

Q1

台風の数日後、突然訪問してきた修理業者から、「屋根の瓦が浮いている」と言われた。屋根に登り撮影した写真を見せられ、「このままでは危険」と強引に勧められて、修理工事の契約をした。後日専門家に見てもらったら、修理の必要はないと言われた。

Q2

災害で自宅家屋に被害があったが、訪問してきた業者が「保険金を使えばタダで住宅の修理ができますよ」と言って、住宅修理を強く勧めてきた。どうしたらいいだろう。

Q3

公的機関の者と名乗り、突然訪問してきて、災害地域や被災者に対する義援金の協力を求めてきた。



めぐニャンからのアドバイス

A1

不安を煽るような勧誘を受けた場合に、その場で判断しないことが大事です。複数の業者から話を聞き、本当に必要な工事が十分に検討しましょう。

契約してしまった後でもクーリング・オフができる場合があります。あきらめずにまずは相談してください。

A2

「保険が使える」、「保険金申請のサポートをする」といった勧誘には注意が必要です。サポートの手数料名目で多額の金額を取られることもあります。

必ず加入している保険会社に相談しましょう。

A3

公的機関が訪問、電話やメールなどで義援金を求めることはありません。

シグナル129号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

目黒区消費生活センター

(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

発行

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36

目黒区民センター内

TEL : 03-3711-1133 FAX : 03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索

ご登録はこちらから→



✉ (X(旧 Twitter)、LINE)を配信しています

契約トラブルや悪質商法の事例、子どもを事故から守るための情報などを配信しています。

